

旭区空家等対策、防災及び地域安全防犯業務
会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

旭区役所防災安全課において、次の業務を行う。

(1) 空家等対策業務

空家等対策業務に関する事務作業

(空家等に関する調査関係事務の補助、空家相談員の募集（追加）・認定関係事務の補助、個別相談会・セミナー開催関係事務の補助及びその他簡易な事務業務など)

(2) 防災、地域安全防犯業務

防災、地域安全防犯、放置自転車対策、街路防犯灯助成受付に関する簡易な事務業務など

3 応募資格

(1) 窓口・電話等による相談業務・受付業務・連絡調整業務等の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者

(2) パソコン(ワード、エクセル等)の基本操作が出来る者

(3) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)～(3)の受験資格を全て満たす者がこの試験を受けることができる。

※年齢、学歴は問わない。また、この職は日本国籍を有しない者も受験できる。

(注) 日本国籍を有しない者で、就職が制限されている在留資格の者は採用されない。

4 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合がある。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時30分の間で本市が指定する週4日、各日7時間30分
休憩時間：45分

※勤務日数及び勤務時間については業務の性質、その他の事由を勘案し変更する場合がある。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

(3) 勤務場所

旭区役所防災安全課(旭区役所1階)

所在地：大阪市旭区大宮1丁目1番17号

(4) 報酬等

報酬月額 176,436～196,620円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定される。また、当月給与は上記金額となり、翌月給与の際に当月給与の職歴等加算分と合わせて支給されることがある。

※上記報酬は、募集時点のものであるが、給与改定等により採用時には変更されることがある。

※別途期末・勤勉手当が支給されるが、採用時期により金額は異なる。

※上記の他に通勤手当等が支給される。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与される。

年次休暇	付与日数：8日 付与期間：令和8年11月1日～令和9年3月31日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・ドナー休暇 ・出生サポート休暇 ・配偶者分べん休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・ <u>子の看護等休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> 等 (※1) 別途取得要件あり 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ① 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となる。
- ② 営利企業への従事（兼業）については可能である。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意すること。

6 選考方法

- (1) 筆記(論文)試験
- (2) 口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

- (1) 選考日時：令和8年10月16日（金曜日）午前9時15分受付開始（午前9時30分集合）
筆記試験：午前9時40分～午前10時25分
面接試験：午前10時40分～（1人10分程度）

(2) 選考会場

集合場所：大阪市旭区役所 1 階 旭まちづくりサロン

筆記試験：同上

面接試験：大阪市旭区役所 1 階 第 7 会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付すること。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込むこと。

※他の方法で送付された場合の事故については、責任を負わない。また、料金不足の場合は、受け付けない。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがある。

(1) 旭区役所会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付すること。

※採用申込書は本市所定の様式に限る。所定の様式は大阪市旭区役所防災安全課（大阪市旭区役所 1 階 2 番窓口）まで受け取りに来るか、大阪市旭区役所ホームページから取得すること。

(2) 申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限る。所定の様式は大阪市旭区役所防災安全課（大阪市旭区役所 1 階 2 番窓口）まで受け取りに来るか、大阪市旭区役所ホームページから取得すること。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付すること。

（切手の貼付がない場合は、受験案内を送付しない。）

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）から令和 8 年 10 月 8 日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 申込書受付場所

〒535-8501 大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号
旭区役所防災安全課（区役所 1 階 2 番窓口）

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期限

令和8年10月8日(木曜日)まで(当日必着)

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、
送付すること。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

10 受験案内の通知

試験の時間等の詳細については、申込書受理後に送付する受験案内により
受験者本人あてに通知する。

11 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付する。

なお、受験者本人以外には知らせることはできない。

12 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行の
ために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理する。
- ・受験資格がないこと並びに申込書の記載事項等に虚偽があれば、任用の決
定を取り消すことがある。

13 問合せ先

大阪市旭区役所防災安全課

〒535-8501 大阪市旭区大宮 1-1-17

電話：06-6957-9007

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと